

職場環境等要件

1. 入植促進に向けた取組

①他産業からの転職者、主婦層、中高齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広く人材を採用しています。

令和4年度実績

- ・令和4年 4月13日入社グループホーム介助員配属 女性T 無資格者、他産業
- ・令和4年 8月22日入社訪問介護員配属 女性M 中高齢者
- ・令和5年 3月15日入社グループホーム介助員配属 男性O 無資格
- ・令和5年 4月1日入社グループホーム介助員配属 男性Y 他産業、中高年齢者、無資格

2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

①介護福祉士取得のための実務者研修受講支援（事業所の一部負担）

平成28年11月15日 M職員
平成29年 6月30日 A職員
平成29年10月16日 B職員
平成30年 1月25日 M職員
平成30年 9月 8日 M職員
令和 元年12月31日 I職員
令和 2年11月17日 A職員
令和 3年12月17日 H職員
令和 4年12月27日 O職員

②認知症ケア

認知症実践研修（事業所全額負担にて受講）

平成27年12月18日 K職員
平成30年 3月 8日 T職員
平成30年 3月 8日 M職員
令和 2年 1月 6日 A職員
令和 2年 9月25日 A職員
令和 4年 7月28日 I職員

③サービス提供責任者研修（事業所全額負担にて受講）

令和 4年 9月21日 Y職員、K職員

④その他

平成27年 4月30日 O職員 介護予防運動指導員養成講習料補助
令和 元年10月16日 M職員 介護予防運動指導員養成講習料補助
令和 元年11月29日 M職員 認知症心理カウンセラー資格取得講習料補助

3. 両立支援・多様な働き方の推進

①職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員の導入、職員の希望に即した非正規から正規職員への転換を行っています。

・女性H

平成22年 4月 6日グループホーム田舎の家 非常勤介助員として入社

平成27年 1月 1日グループホーム田舎の家 正規介助員へ転換

・女性B

平成20年 3月 3日本社通所介護事業所 非常勤介助員として入社

平成28年 1月 1日本社通所介護事業所 正規介助員へ転換

・女性M

平成26年 6月 2日本社訪問介護事業所 非常勤訪問介護員として入社

平成28年 2月 1日本社訪問介護事業所 正規訪問介護員へ転換

・女性F

平成28年 8月 9日本社訪問入浴介護事業所 非常勤介助員として入社

平成29年 1月 1日本社通所介護事業所 正規介助員へ転換

・女性O

平成29年 1月23日グループホーム彩香らんど 非常勤介助員として入社

平成29年 5月 1日グループホーム彩香らんど 正規介助員へ転換

・女性M

平成20年 9月30日グループホーム彩香らんど 非常勤介助員として入社

令和1年 9月 1日グループホーム彩香らんど 正規介助員へ転換

・女性K

平成26年 5月 1日通所介護事業所彩香らんど「田舎の家」非常勤介助員として入社

令和1年 7月 1日通所介護事業所彩香らんど「田舎の家」正規介助員へ転換

・男性H

平成30年11月 1日本社通所介護事業所 非常勤介助員として入社

平成31年 2月 1日本社通所介護事業所 正規介助員へ転換

・女性A

平成27年10月 9日本社訪問介護事業所 非常勤訪問介護員として入社

令和2年 4月 1日本社訪問介護事業所 正規訪問介護員へ転換

・女性T

令和3年 2月 1日訪問介護事業所彩香らんど「田舎の家」非常勤訪問介護員として入社

令和3年10月 1日正規訪問介護員へ転換

②業務や福利厚生制度、メンタルヘルスやハラスメント等の職員相談窓口を設置しています。

窓口 本社 代表取締役 藤村孝志、地域包括支援センター看護師2名

彩香らんど「田舎の家」(小川町) 課長補佐 山口達也 R5/1/1 設置

4. 腰痛を含む心身の健康管理

①事故・トラブルへの対応マニュアル等を作成しています。

②短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断(全額事業主負担)は毎年9月に実施、ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策を実施しています。

・平成27年 4月 1日 専用喫煙室設置

全身指圧マッサージ機の導入

- ・平成28年 9月 職場のストレスチェック「心の耳」を実施
ストレスの高い職員に対しての個別面談等実施

※毎年9月に健康診断に加えストレスチェックを全額事業主負担にて実施

- ・平成29年 3月13日 マッサージ機導入（肩から腰用・ふくらはぎ用足用）
- ・令和 元年11月 7日 ハラスメント防止対策として、相談窓口を設置
- ・令和 3年10月 1日 介護事故・トラブルへの対応マニュアルの見直し
交通事故への対応マニュアル作成
- ・令和 4年 9月 厚労省 職場における腰痛予防対策～保健衛生業～・ 管理者向け 動画視聴

5. 生産性向上のための業務改善の取組

高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下善などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務を提供）等による役割分担を行っています。

- ・通所介護やグループホーム 65歳以上等の中高齢者に対しては本人の希望もしくは事業所の判断にて身体介護等の介護業務以外の業務を行っています。（利用者への話し相手、レクリエーションや創作活動等のお手伝い、施設内の清掃等々）
- ・5S活動：各事業所係長が責任者として職場環境の確認・整備等を指示する。

6. やりがい・働きがいの醸成

年一回以上利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を設けています。各部署会議にて管理者等が中心となり、利用者毎のケア方針についての話し合いや介護保険法の理解・基本方針、そして法人としての理念等を確認しています。